

## 宇陀市介護予防・日常生活支援総合事業に関するQ&A Vol.2

No.	区分	質問	回答
1	全般	定款変更には、訪問と通所両方を合わせて、「介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業」と記載すれば良いですか。	定款変更における文言の表現は、介護保険法で使用されている用語を使って記載していただくことが適切であると考えられますが、事業の目的としてどの範囲までの内容を定款に記載するかについては、法人の対応や現状の記載内容によって個々に違うと思います。「介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業」については、第一号訪問事業、第一号通所事業、その他の生活支援サービスや介護予防ケアマネジメントまで含むものと読み取ることができます。
2	全般	定款を介護予防・日常生活支援総合事業のみにすれば、その他の生活支援サービスや予防ケアプランも、すべて統括されるのではないですか。	「介護予防・日常生活支援総合事業」と記載することは、第一号訪問事業・第一号通所事業以外に、その他の生活支援サービスや介護予防ケアマネジメント、一般介護予防事業も全て含むものと読み取ることができます。どの範囲までの内容を事業の目的として定款に記載するかは、それぞれ事業所ごとに違うと思いますので、事業所・法人の中で検討していただいた上で、変更をお願いします。
3	全般	定款の事業目的の変更を平成30年3月31日までに変更、もしくは項目を追加とのことでしたが、対応しなかった場合、指定事業所取消等の処分はあるのでしょうか。	介護保険法の改正により、平成29年度までに全ての市町村において、介護予防訪問(通所)介護は地域支援事業へ移行するとともに、介護予防・日常生活支援総合事業を実施することになりました。それに伴い、現在の介護予防訪問(通所)介護は平成30年3月31日で廃止となるため、平成30年3月31日時点で定款への記載が無かった場合、訪問型・通所型サービス事業所としての指定が受けられなくなることになりますので、期日までに対応をお願いします。なお、「老人居宅介護等事業」「老人デイサービス事業」という老人福祉法の名称で規定している場合、老人福祉法が改正されたことにより「老人居宅介護等事業」の定義には「第一号訪問事業」「老人デイサービス事業」の定義には「第一号通所事業」が含まれているため、この場合、定款の変更は必要ありません。
4	全般	宇陀市に住民登録をしている利用者が、他市町村に所在する指定事業所のサービスを使う場合、単位数や地域単価はどうなりますか。	他市町村に所在する事業所であっても、宇陀市の総合事業として提供する場合、単位数は宇陀市のサービスコードに従っての請求となります。地域単価については、サービスコードA3及びA7については、宇陀市の地域単価(訪問型→10.21円/通所型→10.14円)が適用となります。
5	全般	従前より介護予防訪問(通所)介護を利用していた利用者が、総合事業へ移行する場合、新たに初回加算を算定することは可能ですか。	宇陀市での総合事業サービスについて、初回加算を算定できるのは次の場合です。 ①利用者が過去2ヶ月以上、当該事業所からサービス提供を受けていない場合 ②要介護者が要支援認定を受けた場合 総合事業への移行に伴って、介護予防訪問(通所)介護が訪問(通所)型サービスに変わっても、同一事業所からサービス提供が継続されると考えられるため、初回加算は算定できません。
6	全般	現利用者が総合事業へ移行した場合、再度契約書等かわす必要がありますか。それとも、文言・利用料金等を記載した同意書でいいですか。	現利用者の方も再度新たな契約書で契約を交わしてください。なお、重要事項説明書は、文言、利用料金等の変更内容を記した同意書や覚書で代用することができます。
7	訪問・通所 共通	総合事業を提供する事業者は、現在市内で訪問介護・通所介護の指定を受けている事業者全てが対象ですか。もし、そうでなければ、総合事業を提供する事業者の情報を何らかの形でお示しいただきたい。	市内の全ての訪問・通所介護事業所に、総合事業への参入をしていただきたいのですが、全ての事業所が指定申請をすることは限りません。指定を受けた事業所はサービスの種別ごとに一覧表を作成しホームページにアップします。
8	通所	通所介護の提供時間は、5時から7時間までの時間帯を基本としていますが、総合事業については説明会で、1日デイは「6時間～8時間」の提供してほしいとのことでしたが、通所介護と同様に「5時間～7時間」になりませんか。	説明会で、1日デイの想定時間について「6時間～8時間」と説明しましたが、「5時間～7時間」に変更します。
9	通所	1日デイの利用者が、利用者自身の都合で5時間未満の利用となった場合は、ミニデイの取扱いとなりますか。	利用者の心身等の都合で、実際の提供時間がやむをえず5時間未満の利用となった場合は、1日デイで算定してください。ただし、このような利用が頻繁に続く場合は、サービス内容を見直してください。
10	通所	リハビリデイについて、サービス提供時間は何時間以上を想定していますか。	3時間以上を想定しています。